

窓が開け
られない洗濯物が
台無しに火災の
恐れ

野外焼却（野焼き）は 原則禁止です！

家庭ごみの野外焼却は法律違反

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、家庭ごみやプラスチック類等の廃棄物を野外で焼却することは禁止されています。

【罰則】 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方

焼却禁止の例外について

- 風俗習慣上、宗教上の行事のために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業または漁業を営む上でやむを得ない（農業者が農地管理又は害虫駆除のために行う農作物残渣又はあぜ道や用排水路等を除草した刈草等の焼却）廃棄物の焼却
- 焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微（風呂焚きや暖をとるための薪や木屑の焼却）なもの

※大量に燃やしたり、ビニール類などを一緒に燃やすことは認められていません。また、焼却行為が周囲の生活環境に支障を与えたり、苦情が発生した場合は、行政指導や改善命令の対象になる場合があります。焼却以外の方法での処理をお願いします。

例外規定に該当する場合であっても、**焼却**は控えましょう！

家庭の剪定枝・刈草・落葉等の処理方法

「燃やすごみ」の指定袋（薄青色）に入れ、収集日に集積所へ出してください。剪定枝は太さ3cm、長さ45cm以内に切り、束ねて出せば指定袋に入れる必要はありません。量が多く集積所に出し切れない場合は、クリーンセンターに直接搬入（要事前手続）することもできます。

剪定枝粉砕機の貸出し

市では、剪定枝を粉砕してチップ化する「剪定枝粉砕機」の貸出し（農業等の事業利用は不可）を行っています。チップ化した剪定枝は堆肥の原料のほか、マルチングとしても活用できます。

【問い合わせ】 印西市役所 クリーン推進課 TEL 33-4508



農家の皆様へ

稲わら・籾殻の有効利用方法について

稲わら

水稻の収穫後に出る稲わらは貴重な有機資源なので、水田や畑へのすき込みにより土壌に適度な間隙をつくり、よりよい土作りを行いましょう。

・すき込みの効果

- ①堆肥施用と同等程度の「土づくり」の効果が期待できる。
- ②保水力や窒素供給力が増し、稲の生育や登熟を助け米の品質向上に結びつく。
- ③冷害や干ばつ、フェーン現象などの気象変動に対する抵抗力を高める。

・すき込みに適した深さ

5センチメートルから10センチメートルの浅耕

・その他

野菜や果樹の敷きわらによる地表面マルチとしての利用など

籾殻

籾殻も有機資源です。未処理の籾殻は、マルチ材・暗渠への利用、堆肥としても活用できます。

有料ではありますが事業所などへ搬入する処分方法もございます。

上記処分方法を検討していただけますようお願い致します。

廃プラスチックの処理について

印西市では農業用廃プラスチック類の円滑な回収を図るため、印西市農業用廃プラスチック対策協議会（事務局 JA西印旛 経済部）がごさいます。適正な処理をするためにも是非ご活用ください。

問い合わせ

- ・印西市環境経済部農政課
(振興係 0476-33-4488 農政係 0476-33-4487)
- ・JA 西印旛 経済部 0476-48-2207